コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	中小地域金融機関監督指針Ⅲ-1-8 (1)	いずれも貴見のとおりです。
	につきまして、冒頭で「顧客及び従業員の安全	
	に十分配慮した上で、」と新たに挿入された趣	
	旨は、金融機関の判断において顧客及び従業員	
	の安全を十分に確保できないと判断された場合	
	にまで、同(1)①~④の措置を講じることを	
	求めるものではないことを、(従前もそのよう	
	なご趣旨であったとは思われるのですが、従前	
	は指針Ⅲ-1-8 (1)③にのみ「顧客及び従	
	業員の安全に十分配慮した上で、」と記載され	
	反対解釈されるおそれがないとはいえないもの	
	であったので)改めて明確化されたという理解	
	でよろしいでしょうか。	
	Ⅲ-1-8 (2)の「顧客及び従業員の安全	
	に十分配慮した上で、」も同様の趣旨の明確化	
	という理解でよろしいでしょうか。	
2	中小地域金融機関監督指針Ⅲ-1-8 (1)	「災害等」は、「災害が発生し、又は発生す
	①で、「災害」を「災害等」に変更した趣旨及	るおそれがある場合」となります。
	び「等」に含まれる含みの例をご教示くださ	
	い。	
	わざわざ同Ⅲ-1-8(1)①で災害対策基	
	本法等に定める「災害」の例示をして災害の意	
	味・範囲を明確化しているのに、あえて「等」	
	を増やして不明確化する必要はないように思わ	
	れますが、ご見解をご教示いただけないでしょ	
	うか。	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
3	中小地域金融機関監督指針Ⅲ-1-8(1)	「返済猶予等」には、貴見のとおり、例え
	①で、「返済猶予等」を「返済猶予等の貸付条	ば債務免除や融資関係手数料の減免・免除な
	件の変更等」に変更した趣旨を教えてくださ	どが含まれると考えられます。
	い。	「貸付条件の変更等」には、融資相談所の
	「貸付条件の変更」以外に「等」として含ま	開設や融資審査手続きの簡便化、融資の迅速
	れるものをご例示いただけないでしょうか(債	化、貸付条件の変更と並列で、例えば被災者
	務免除でしょうか)。	向け特別融資の設定などが含まれると考え
	また「返済猶予等」の「等」と「貸付条件の	られます。
	変更等」の「等」は、違う意味の含みが入って	
	いると理解されるのですが、「返済猶予等」の	
	「等」に込められた含みをご例示いただけない	
	でしょうか(「返済猶予その他の貸付条件の変	
	更等」という記載では必要十分とは言えないと	
	いう理解でよろしいでしょうか)。	
4	中小地域金融機関監督指針Ⅲ-1-8(1)	いずれも貴見のとおりです。
	①で「災害被災者」を「災害等の影響を受けて	なお、「災害等の影響を受けている顧客」は
	いる顧客」に変更した趣旨は、災害により直	金融機関と直接取引をしている顧客本人と
	接、生命身体又は財産の損害を受けた顧客以外	なります。
	の、間接的な影響を受ける顧客も含めるという	
	ことでしょうか。	
	間接的な影響を受ける顧客も含めるという趣	
	旨の場合、どこまでが「間接的な影響を受けて	
	いる」かの判断は、銀行により行うという理解	
	でよろしいでしょうか。	
	なお、災害により直接損害を受けた顧客であ	
	っても、損害の範囲は様々ですから、最終的な	
	該当性は銀行の判断により行うしかないと考え	
	ましたが、そのような理解でよろしいでしょう	
	か。	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
5	中小地域金融機関監督指針皿-1-8(1)	「焼失又は流出等」には、焼失又は流出以
	②で「流失」を「流失等」とされたものにつき	外の事由として、例えば届出印鑑の破損によ
	まして、「等」に含まれる含みの例をご教示く	り照合できない場合などが含まれると考え
	ださい。	られます。
	この「等」は「流出」に記載されております	
	が、「焼失」に類するものは含まれないが、「流	
	出」に類するものは含まれるというご趣旨でし	
	ようか。	
6	中小地域金融機関監督指針Ⅲ-1-8(1)	貴見のとおり、「被災者等」には例えば被災
	②で「預金者」を「被災者等」とされている趣	した預金者の代理人が含まれると考えられ
	旨は、例えば被災した預金者の家族等の代理人	ます。
	への払戻しについても簡易な確認方法で認める	一方、代理人への委任手続は必要となると
	べきであるという趣旨理解でよろしいでしょう	考えられ、当該委任手続については、別途委
	か(そのように金融監督指針でご記載いただき	任に関する法令等に基づき運用を行う必要
	金融機関が対応せざるを得なくなることをお示	があります。
	しいただくことにより、民法 478 条の適用にお	
	いて金融機関の無過失が認められやすくなるも	
	のとして、有難く思っております)。	
	なお、単に災害の間接的な影響を受けている	
	顧客に過ぎないのであれば、預金通帳等の焼	
	失・流出等はない(被災していない)ため、	
	「被災者等」の「等」に含まれないようにも思	
	われました。	
	同様に、同皿-1-8(1)③の「被災者	
	等」の修正のご趣旨についても教えてくださ	
	い。	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
7	中小地域金融機関監督指針Ⅲ-1-8(1) ②で「災害被災者の預金払戻の利便を図る」を 「預金払戻しに応ずる」に修正されている趣旨 は、災害時において「預金払戻し」そのものを 超えて「預金払戻しを実現するための準備行 為」の利便まで特別の取り計らいをする必要は	今回の改正は、実際に「預金払戻しに応ずる」ことまで要請に含まれていることを明確化するものです。本指針Ⅲ-1-8(1)②イ.で求める要請の趣旨を踏まえると、被災者等への預金払戻しに応じられるように、「預金払戻しを実現するための準備行為」も
	ない、ということを明確化されるご趣旨のものでよろしいでしょうか。	「預金払戻し」に含まれるものと考えられま す。
8	中小地域金融機関監督指針Ⅲ-1-8(1) ②で「事情によっては、」(被災者等に対して、 定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金 等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を 講ずることを要請する)と記載されているとこ ろ、この「事情」の判断については、金融機関 の裁量によるという理解でよろしいでしょう か。	貴見のとおりです。 本指針Ⅲ-1-8の各項目は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、各種金融上の措置を適切に講ずることを要請しております。
9	中小地域金融機関監督指針Ⅲ-1-8(1) ④で「速やかに」(ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示する)と追記いただいたのは、 災害直後に告示することを求めるものではなく、中程度の時間的近接性を求める趣旨を明確 化されたものという理解でよろしいでしょうか。	改正の趣旨としまして、発災直後に告示することも含め、各金融機関の被災状況に応じて速やかな対応を求めるものです。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
10	この改定では本人確認があやふやになるので	発災直後、その災害の影響の規模によって
	なりすましを横行させることに成りかねないよ	は、平常時と同様の方法で本人確認が困難な
	うに見受けられます。	場合があります。そのため、被災者等の便宜
	現状のままの方が問題無く手続きが行えるよ	を考慮し、被災状況等を踏まえた簡易な確認
	うに思います。	方法をもって預金払戻しに応ずるよう要請
		することを明確化しました。
		なお、被災状況下における被災者等支援に
		資する簡易な確認方法は、各金融機関におい
		て検討のうえ、実際の対応を行う必要があり
		ます。